

愛荘町
第2次人権尊重のまちづくり
推進基本計画

概要版

令和5年度
(2023年度)



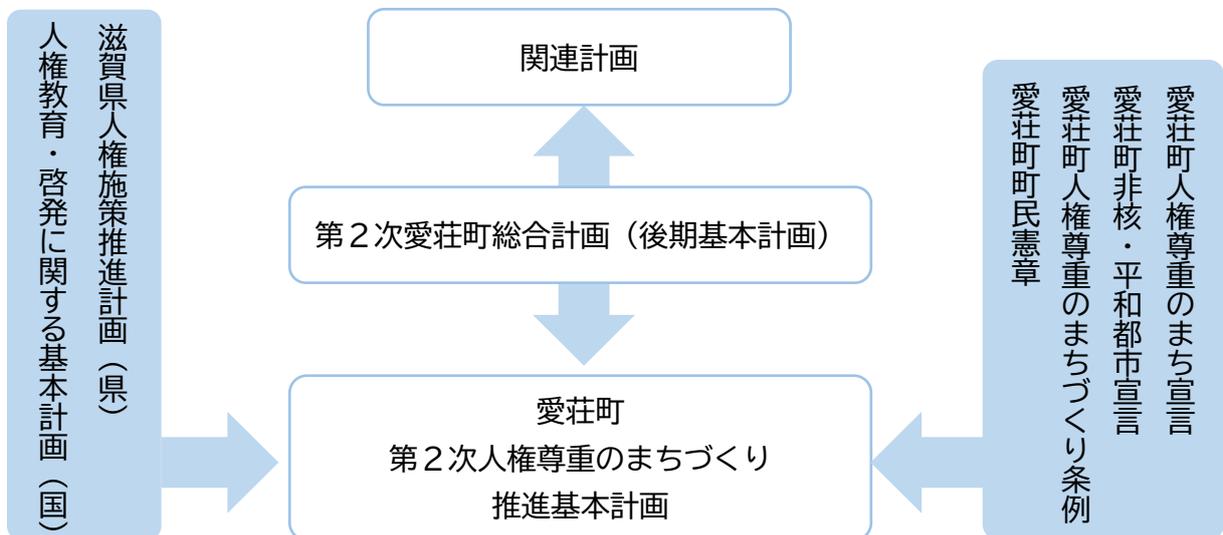
令和14年度
(2032年度)

▶ 計画策定の趣旨

本町では、誰もが人権問題の当事者であることを住民一人ひとりが認識し、家庭や地域社会、学校、職場等が一体となり、国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsの「誰一人取り残さない」、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために「愛荘町第2次人権尊重のまちづくり推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

▶ 計画の位置づけ

本計画は、愛荘町が実施する人権教育・啓発に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。本町における最上位計画である「第2次愛荘町総合計画（後期基本計画）」をはじめ、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。また、国や県の動向や人権関連計画等との整合性にも配慮します。



▶ 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

▶ 基本理念

近年、人権課題が多様化・複雑化しており、属性等に関わらず、誰もが共に生きていくことのできる社会をつくることますます重要となっています。

本町においても、住民一人ひとりの基本的人権が尊重され、差別のない明るく住みよい人権尊重社会の実現をめざし、本計画の基本理念を次の通り定めます。

また、本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の4点の基本目標に基づき、施策を展開します。

基本理念

人権を尊び、

やさしさと笑顔があふれるまちをつくります。

基本目標1
人権を尊重する意識の高揚

基本目標2
すべての人の人権が
尊重される仕組みの強化

基本目標3
協働による人権尊重のまちづくり

基本目標4
国際的な動向との協調



人権施策の展開

基本目標1 人権を尊重する意識の高揚

人権課題の背景には、歴史的過程や伝統的な文化・価値観等によって生まれた差別意識や偏見があると言われます。

このため、現代の人権意識にふさわしい正しい情報の周知等によって、個人が無意識のうちに持っている差別意識や偏見に対する気づきとその改善に努め、すべての住民が高い人権意識を身につけ、日常生活の中でそれを反映できるよう、様々な取組を推進します。

基本目標2 すべての人の人権が尊重される仕組みの強化

人権課題は時代とともに変化しており、インターネットの普及や感染症の発生等に伴い、新たな課題が発生しています。

このため、多様化・複雑化する人権課題の解消に向け、庁内および関係機関等との連携を強化し、行政は行政の責務を自覚して、この計画を推進します。

基本目標3 協働による人権尊重のまちづくり

まちづくりの主体は住民であり、すべての人の人権が保障されたまちの実現には、住民をはじめ関係機関等との協働が欠かせません。このため、ボランティアや事業所、NPO等とともに町民が主体となって、協働してこの計画を推進します。

基本目標4 国際的な動向との協調

わが国は国際社会の一員として、「持続可能な開発目標SDGs」等の国際的な取組と協調した政策を推進しています。本町においてもこのような動きを十分に考慮して、貧困問題や保健、教育、ジェンダー、防災等の取組について国際社会と協調した人権施策を推進します。



具体的な施策

1 人権施策の推進

(1) 人権意識の高揚

- ①人権教育・啓発の推進／②指導者の発掘と養成／③住民の主体的な活動の支援／
- ④人権に関する国際的な動向の周知

(2) 人権擁護に関する施策

- ①住民の主体的な解決・自己実現の支援／②総合的な相談および支援体制の充実

2 分野別施策の推進

(1) 部落差別（同和問題）

- ①自立に向けた住民中心のまちづくりへの支援／
- ②差別意識や偏見に対する気づきと改善

(2) 女性

- ①意思決定の場への女性の参画促進／②固定的な性別役割分担意識の解消／
- ③DVやハラスメント防止に向けた取組

(3) 子ども

- ①子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくり／②いじめ・児童虐待の防止／
- ③子育て支援

(4) 高齢者

- ①高齢者の生きがい対策の充実／②高齢者の権利擁護の充実／
- ③家族等の介護者への支援

(5) 障がいのある人

①啓発活動の推進／②社会参加の促進／③障がいのある人の権利擁護の充実

(6) 外国籍住民

①国際理解教育および交流活動の充実／②多文化共生のまちづくりの推進

(7) 感染症・患者

①正しい知識・情報の普及・啓発／②新たな課題への対応

(8) 性の多様性

①多様な性への理解促進に向けた教育・啓発の推進／
②誰もが安心して暮らせる環境の整備

(9) インターネットと人権

①モラル・マナーの教育・啓発／②悪質事案の解消

(10) 災害時

①避難時における支援／②避難生活における人権擁護の推進

(11) 個人情報保護（プライバシー保護）

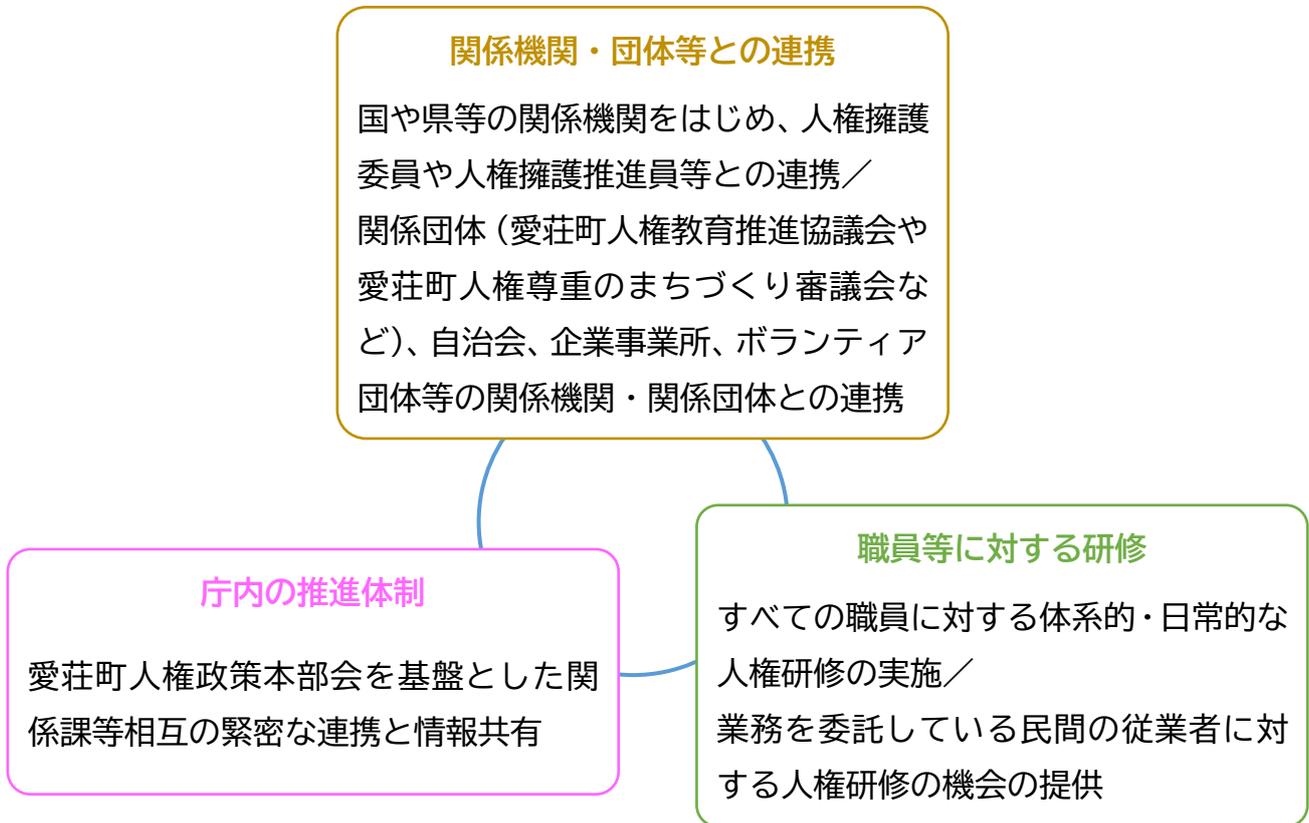
①メディア・リテラシーの向上／②町における個人情報保護の徹底

(12) 様々な人権問題の解決に向けて

①正しい知識の普及・啓発／②調査・研究の継続

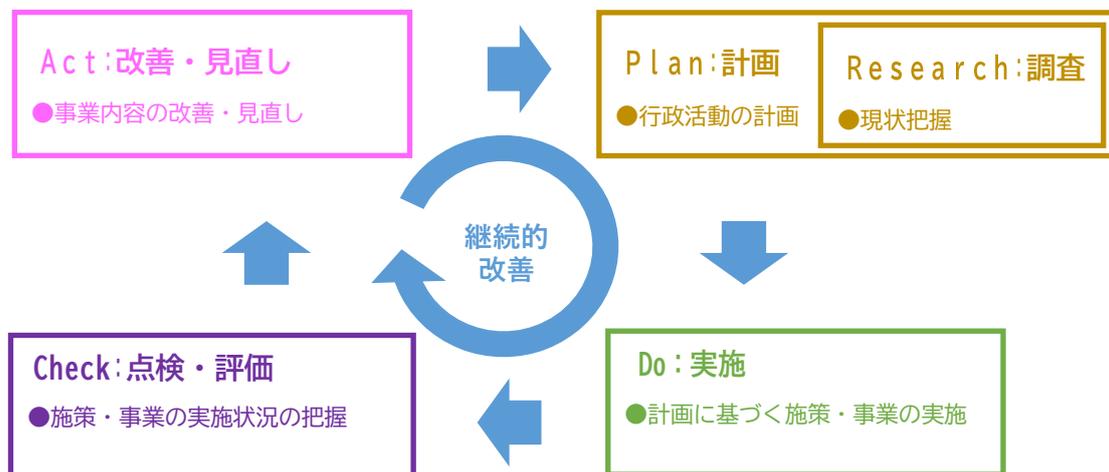
▶ 計画の推進体制

本計画では、庁内や関係機関・団体等との連携、職員に対する研修の実施等を通して、人権施策を着実に推進します。



▶ 進行管理

本計画の進行管理については、施策の進捗状況の検証を毎年度全庁体制で行い、必要に応じて施策の見直しを行います。（P D C Aサイクルの実践）



愛荘町民憲章

平成21年6月1日
告示第59号

愛荘町民憲章

豊かな自然に恵まれた歴史と伝統のある愛荘町に住むわたくしたちは、平和を愛し、生きる喜びがあふれるまちをきずくため、この憲章を定めま
す。

- 一、豊かな自然と共生し、歴史と伝統を大切にするまちをつくりま
す。
- 一、人権を尊び、やさしさと笑顔があふれるまちをつくりま
す。
- 一、若人が夢を持ち、生き生きと活躍できる元気なまちをつくりま
す。
- 一、働くことに喜びを持ち、うるおいのある豊かなまちをつくりま
す。
- 一、心身をすこやかにし、明るく健全なまちをつくりま
す。

愛荘町第2次人権尊重のまちづくり推進基本計画

概要版

発行年月／令和5年（2023年）3月

発行／愛荘町

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電話番号：0749-42-7696 FAX：0749-42-7698